

地場産米使用みりん製造免許の付与可能都道府県

当局管内の各府県における、令和 4 年度から令和 6 年度までのみりに係る課税移出数量及び消費数量は以下のとおりです。

これにより、申請製造場の所在する地域で生産された米を主原料として製造しようとするみりん製造免許については、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間、免許付与可能な府県は滋賀県、大阪府、奈良県及び和歌山県です。

なお、表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものです。

(単位：kl)

都道府県名	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 4 ～令和 6 年度			免許付与可能都道府県 (可能は○)
	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	平均課税移出数量	平均消費数量	平均消費－平均課税	
滋 賀 県	0	1,135	0	1,273	0	1,142	0	1,183	1,183	○
京 都 府	X	2,340	X	2,304	X	2,195	X	2,280	X	
大 阪 府	X	6,770	X	6,606	X	6,732	X	6,703	X	○
兵 庫 県	10,983	4,398	11,977	3,528	12,360	3,539	11,773	3,822	-7,951	
奈 良 県	X	803	X	783	X	844	X	810	X	○
和 歌 山 県	82	693	80	676	86	639	83	669	586	○

(注) 上記数量は、いずれも令和 7 年 6 月 30 日現在の数量により算出しています。